1. 差額給付の概要 申請パター

差額給付の申請パター

①受給実績*1

事業復活支援金を受給したことがありますか?

*1 受給した事業復活支援金のマイページ上のステータスが「振込完了」となっている必要があります。

No



②初回給付の減少率

初回給付の減少率は30%以上50%未 満ですか?

No



③対象月*2

差額給付で選択する対象月は、初回給 付の「申請日」を含む月以降ですか?

Yes

*2 例:初回給付を2月8日に申請した場合は、差額給付の申請において選択可能な月は2月又は3月となります。4月以降に申請した場合は対象となりえません

初回給付の受給時から、事業形態の変 更もしくは申請主体の変更(合併/事 業承継/法人成り)がありますか? *3 初回申請から事業形態 / 申請主体の変更がある場合、事務局による事前確認が必要になります。

Yes



⑤申請区分の変更

初回給付の受給時から、申請区分を変 更しますか? (④に伴う特例区分の変 更を除く)

Yes



Yes

⑥提出書類・入力内容の修正・変更

初回給付の受給時から履歴事項全部証明書、振込先の通帳、入力内容(連絡先、担当者除く)に修正・変更はありますか?

140)



申請ID

発番不要

差額給付の申請はできません

※ 初回給付時の減少率 が50%以上の場合、 差額給付を申請する ことはできません 1 申請I D発番 申請ID 発番 申請ID 発番必要 基本申請

申請ID を発番し、事前確認を受けた上で基本申請を行ってください

詳細は、最終頁をご確認ください

マイページ 申請ID ログイン 発番不要

基本申請

マイページにログインし、 基本申請を行ってください (事前確認は不要です) 3 マイページ ログイン

簡単申請

マイページにログインし、 簡単申請を行ってください (事前確認は不要です)

詳細は、事業復活支援金の申請要領の「申請から給付までの流れ」のページをご確認なき。